



保医発1228第3号
平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部
改正について

別紙2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008
号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

- 1 別紙1のIIの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙1のIIの第1の7の(3)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 3 別紙1のIIの「第2の2」の1の(2)中「7の(2)及び(3)中」を削り、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 4 別紙1のIIの第3の2の(5)を次のように改める。
 - (5) 「保険者番号」欄について
 - ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
 - イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 5 別紙1のIIの第3の2の(7)中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 6 別紙1のIIの第3の2の(12)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 7 別紙1のIIの第3の2の(13)の表中「船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニ」を「船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニ」に改める。
- 8 別紙1のIIの第3の2(33)のイの(ア)を次のように改める。
 - (ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

- 9 別紙1のⅢの第2の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 10 別紙1のⅢの第2の6の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 11 別紙1のⅢの第2の2の1の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 12 別紙1のⅢの第3の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 13 別紙1のⅢの第3の2の(7)中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 14 別紙1のⅢの第3の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 15 別紙1のⅢの第3の2の(31)のアを次のように改める。
- ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。
- 16 別紙1のIVの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 17 別紙1のIVの第2の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

18 別紙1のIVの第2の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

19 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- (3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

20 別紙2の第2の4中「、船員保険被扶養者証」を削る。

21 別紙2の別添2の4中「、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が」を「、船員保険にあっては厚生労働省保険局が」に改める。

22 別紙2の別添2の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

1 別紙のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。

2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。

5 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。

(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

3 別紙のⅡの第2の7（1）中「、船員保険被扶養者証」を削る。

4 別紙のⅡの第2の11中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

<p>第8) 1 「後期高齢者医療」欄について、「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、「生活療養・食事療養」欄、「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第1の7の(2)及び(3)と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者の医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確定保険法第69条第1項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。</p>	<p>第8) 1 (2) 「後期高齢者医療」欄付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、「生活療養・食事療養・標準負担額」欄については、第1の7の(2)及び(3)と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者の医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確定保険法第69条第1項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えること。</p>
<p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2） 2 診療報酬明細書の記載要領について (5) 「保険者番号」欄について ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参考照）。なお、国民健康保険の場合には右詰めで記載すること。 イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。」） (削除) (表：削除)</p>	<p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2） 2 診療報酬明細書の記載要領について (5) 「保険者番号」欄について ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参考照）。なお、国民健康保険の場合には右詰めで記載すること。 イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。」） (7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、受給者登録票及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者番号を記載すること。 (表：略)</p>

(12)	<p>「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを〇で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年1月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に、「2 下船後3月以内」の「通勤災害」を〇で囲むこと。</p> <p>なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分について診療が区分できることとする。</p> <p>（12） 「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを〇で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年1月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に、「2 下船後3月以内」の「通勤災害」を〇で囲むこと。</p> <p>なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分について診療が区分できることとする。</p>
(13)	<p>「特記事項」欄について記載する略号をまとめてあること。</p> <p>なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。</p> <p>（13） 「特記事項」欄について記載する略号をまとめてあること。</p> <p>なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。</p>

(2) 確定保険法の施行に伴い、高齢者医療法第67条第1項第2号及び第110条第1項第4号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、地方公務員第59条第1号第3号及び第28条第1号第3号に基づく一部高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であつて、平成20年9月から平成20年12月（高齢者一部は平成20年9月から平成20年12月）にかけては、入院又は在宅料を算定する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合

(2) 確定保険法の施行に伴い、高齢者医療法第67条第1項第2号及び第110条第1項第4号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、地方公務員第59条第1号第3号及び第28条第1号第3号に基づく一部高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であつて、平成20年9月から平成20年12月（高齢者一部は平成20年9月から平成20年12月）にかけては、入院又は在宅料を算定する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合	高齢法第1項第3号及び第42条第1項第2号、国家公務員第57条第2号、一般税の世帯負担額を超過する場合（現役並み所得者の場合は、平成20年9月から平成20年12月にかけては、入院又は在宅料を算定する場合）に得る所得額と同額の自己負担限度額を超過する場合

(33) 「療養の給付」欄について
イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額認定証又は特定疾患医療受給券にあつては、適用区分に所得区分の記載

(33) 「療養の給付」欄について
イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額認定証又は特定疾患医療受給券にあつては、適用区分に所得区分の記載

があるものに限る。) の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものをおく。) に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金額を記載すること。
害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

III 齧科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書（歯科・入院外）の記載要領（様式第1(3)）

- 3 「別記 殿」欄について
保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。
(例) 別記 全国健康新協会理事長
千代田区長 東京都知事

6 (2) 「医療保険」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。
また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）に係るものに限り記載すれば足りるもとのとすること。なお、「医保単独（七〇以上七割）」欄、「医保単独（本人）」欄、「医保単独（家族）」欄及び「医保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すれば足りるものとする。

があるものに限る。) の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものをおく。) に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金額を記載すること。

III 齧科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書（歯科・入院外）の記載要領（様式第1(3)）

- 3 「別記 殿」欄について
保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。
(例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長 東京都知事

6 (2) 「医療保険」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。
また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。
ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に限り記載すれば足りるもとのとすること。なお、「医保単独（七〇以上七割）」欄、「医保単独（本人）」欄、「医保単独（家族）」欄及び「医保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すれば足りるものとする。

保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)
1 「後期高齢者医療」欄について
(2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。
この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤勤務時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」とあるのは「高齢者医療」の減額」と読み替えること。
第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)
1 診療報酬明細書の記載要領について
(5) 「保険者番号」欄について
ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参考照)。
イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合には、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
(削除)
(表: 削除)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について
ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄について
ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

するのこと。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)
1 「後期高齢者医療」欄について
(2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。
この場合、6の(2)中「医療保険」と、「船員保険の被保険者に係る通勤勤務時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」とあるのは「高齢者医療」の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)
1 診療報酬明細書の記載要領について
(5) 「保険者番号」欄について
ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参考照)。
イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。
ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。
(表: 略)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について
ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

欄の「被保険者番号」を記載すること。

- (11) 「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、「2 下船後3月以内」の内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に該当する場合に、「2 下船後3月以内」の番号を用いる。なお、同一月に職務上の傷病を複数回発生する場合は、各回の取扱いを区別する。なお、同一月に職務上の傷病を複数回発生する場合は、各回の取扱いを区別する。

（31）「一部負担金額」欄について
ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「3 通勤災害」に該当する場合には、初診時ににおける一部負担金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

欄の「被保険者番号」を記載すること。

- (11) 「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。船員の職務上の傷病を○で囲むことは、同一月に職務上の傷病を複数回発生する場合は、各回の取扱いを区別する。なお、同一月に職務上の傷病を複数回発生する場合は、各回の取扱いを区別する。

（31）「一部負担金額」欄について
ア 職務上の事由

1 下船後3月以内
2 通勤災害
3 通勤災害

- (31) 「一部負担金額」欄について
ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「3 通勤災害」に該当する場合には、初診時ににおける一部負担金額を記載すること。

- IV 第1 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
3 「別記」欄について
3 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。
(例) 別記 全国健康保険協会理事長
千代田区長 東京都知事

- IV 第1 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
3 「別記」欄について
3 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

- (例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長 東京都知事

2 調剤報酬明細書に関する事項	(5) 「保険者番号」欄について ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については 6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参考照）。なお、国民健康保険の場合には右詰めで記載するこ と。 イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。	1 船員保険については、当該被保険者及び扶養者の管 轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方 社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差 し支えないこと。 ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおり となること。 (表：略)
	(11) 「職務上の事由」欄について 船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するも のを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通 勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31 日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、 下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。 なお、同一月に職病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書 取扱いとみなす。同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の 取扱いとみなす。同一月に職病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書 の取扱いとみなす。 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載す ること。 1 職上 (職務上) 2 下3 (下船後3月以内) 3 通災 (通勤災害)	(11) 「職務上の事由」欄について 船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するも のを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通 勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31 日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、 下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。 なお、同一月に職病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書 取扱いとみなす。同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の 取扱いとみなす。同一月に職病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書 の取扱いとみなす。 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載す ること。 1 職上 (職務上) 2 下3 (下船後3月以内) 3 通災 (通勤災害)
	(表：削除)	
	(1) 「保険者番号」欄について ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については 6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参考照）。	別紙2 第2 診療録等の記載上の注意事項（共通） 3 「保険者番号」欄について (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については 6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参考照）。

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

6 桁) を記載すること (別添 2 「設定要領」の第 1 を参考照)。

(2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であつた者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えな

(3) 月の途中において保険者番号の変更がある場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。
(表:削除)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄（處番号）については、「被保険者証・被保険者手帳の記号及び特別健保険者証、船員保険被保険者証、受給票等（以下「被保険者証等」という。）の記載欄を記載すること。また、後方せんにあつては、「被保険者証、國民健康被保険者証、退職者証及び医療費受給票等の記号及び特別健保険者証、船員保険被保険者証、受給票等（以下「被保険者証等」という。）の記載欄を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード設定要領

保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行なう所)ごとに社会保険庁が、国民健康保険には国民健康保険組合ごとに都道府県保険組合が、健康保険には健保組合が、社会保険には社会保険事務局を含む。)ごとに社会事業を行なう市町村又は組合管掌健康保険が、また、診療報酬支払基金に対する支払を受ける。

養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 請求書等の記載要領</p> <p>第1 請求書に関する事項（様式第一関係）</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。</p> <p>[例] 別記 全国健康保険協会理事長 千代田区長</p> <p>東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四）</p> <p>5 「保険者番号」欄について (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</p> <p>(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</p> <p>(削除) (表：削除)</p>	<p>別紙 請求書等の記載要領</p> <p>II 請求書に関する事項（様式第一関係）</p> <p>第1 請求書に關する事項（様式第一関係）</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。</p> <p>[例] 別記 全国健康保険協会理事長 千代田区長</p> <p>東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四）</p> <p>5 「保険者番号」欄について (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</p> <p>(2) 舶員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。</p> <p>(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。 (表：略)</p>

- 7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について
- (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票
- (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを
○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」
については、災害発生時が平成21年12月31日以前のもの
に限る。共済組合の船員組合員については、「2 下船後3月以
内の傷病で職務上の取扱い」となる場合の番号を○で囲むこと。
電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載する
こと。
1 職上(職務上)
2 下3(下船後3月以内)
3 通災(通勤災害)

11 「職務上の事由」欄について

「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下
船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを
○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」
の場合は、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる
場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員
については、「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載する
こと。
1 職上(職務上)
2 下3(下船後3月以内)
3 通災(通勤災害)

及び資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。
証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

「職務上の事由」欄については、「1 職務上」、「2 下
船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを
○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」
の場合は、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる
場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員
については、「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載する
こと。
1 職上(職務上)
2 下3(下船後3月以内)
3 通災(通勤災害)